

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]										
第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 （略） （注 1）（略） （注 2）本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能（料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）及び RCS とします。 第 5 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能 1 2 及び 3 以外のもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>RCS</td></tr></table> 2 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>RCS</td></tr></table> 3 （略） （注）（略） 別表 3 ～別表 7 （略） 附 則（令和 8 年 8 月 18 日渉外 000600000359-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 24 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置） 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務について	種 類	（略）	RCS	種 類	（略）	RCS	第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 （略） （注 1）（略） （注 2）本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能（料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）とします。 第 5 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能 1 2 及び 3 以外のもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 2 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 3 （略） （注）（略） 別表 3 ～別表 7 （略）	種 類	（略）	種 類	（略）
種 類											
（略）											
RCS											
種 類											
（略）											
RCS											
種 類											
（略）											
種 類											
（略）											

は、なお従前のとおりとします。 （RCS に関する経過措置） 3 5G 契約者（当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。）が、この約款に規定する ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、ドコモ mini インターネット接続サービス若しくは sp モード機能の提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、その 5G 契約者から別表 2（付加機能）に規定する RCS の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、5 G 契約者から令和 8 年 8 月 23 日までに当社が定める方法により RCS の請求をしない旨の申出があった場合は、この限りではありません。	
---	--

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]										
第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 （付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 （略） （注 1 ）（略） （注 2 ）本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 （付加機能）に規定する sp モード機能（料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）<u>及び RCS</u>とします。 第 6 章～第 14 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能 1 X i 契約に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td><u>RCS</u></td></tr></table> 2 X i ュビキタス契約に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td><u>RCS</u></td></tr></table> （注）（略） 別表 3 ～別表 7 （略） 附 則（令和 8 年 8 月 18 日渉外 000600000359-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 24 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置） 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （RCS に関する経過措置）	種 類	（略）	<u>RCS</u>	種 類	（略）	<u>RCS</u>	第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 （付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 （略） （注 1 ）（略） （注 2 ）本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 （付加機能）に規定する sp モード機能（料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）とします。 第 6 章～第 14 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 （略） 別表 2 付加機能 1 X i 契約に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 2 X i ュビキタス契約に係るもの <table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> （注）（略） 別表 3 ～別表 7 （略）	種 類	（略）	種 類	（略）
種 類											
（略）											
<u>RCS</u>											
種 類											
（略）											
<u>RCS</u>											
種 類											
（略）											
種 類											
（略）											

3 X i 契約者又はX i ユビキタス契約者（当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この附則において「X i 契約者等」といいます。）が、この約款に規定する sp モード機能の提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、そのX i 契約者等から別表 2（付加機能）に規定する RCS の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、X i 契約者等から令和 8 年 8 月 23 日までに当社が定める方法により RCS の請求をしない旨の申出があった場合は、この限りではありません。	
--	--